

構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価時期について

平成24年7月23日
構造改革特別区域推進本部長

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）に基づく規制の特例措置については、特例措置の実施状況等に照らし全国展開の是非等の評価を行っているところであり、当該評価の実施時期については、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会（以下「評価・調査委員会」という。）において取りまとめられた意見を踏まえ、構造改革特別区域推進本部長が評価の実施時期を決定しているところである。

この度、評価・調査委員会の意見を踏まえ、規制の特例措置の評価時期について、以下のとおり決定する。

○初めて評価時期を決定するもの

番号	特例事業名	評価時期
939	障害児通所施設における給食の外部搬入方式の容認事業	平成25年度